

資料紹介—《伊勢集断簡 石山切》の付随資料

Reference Materials Relating to the Detached Segments of the Poem Anthology *Iseshū*, Known as “*Ishiyama-gire*”

平間 理香

HEIMA Rika

石橋財団コレクションには、3幅の《伊勢集断簡 石山切》が伝わる。「断簡」ということばが示すとおり、もとは平安時代の歌仙として名高い伊勢(872頃-938頃)の和歌を収める歌集の一部であった。さらに言えば、その『伊勢集』は《西本願寺本三十六人歌集》(西本願寺蔵)の一部であったが、この体裁を解かれたのは、1929(昭和4)年7月27日のことで、女学校設立の資金を集めるため、《西本願寺本三十六人歌集》の内『伊勢集』と『貫之集』下が分割されたのである¹。

『伊勢集』は95丁(190頁)、『貫之集』下は86丁(172頁)の粘葉装で、それを割き、320頁に分かれたものを10頁1口として、設立資金20,000円を寄贈した人へのお礼にあてられた。38帖あった《西本願寺本三十六人歌集》の中から『伊勢集』と『貫之集』下が選ばれたのは、装飾料紙の美麗さが際立っていたためとされるが、和歌の内容や料紙によってばらつきもあるため、おしなべて均等になるように10頁を組み合わせ、且つ、さらに公平を期して抽選がおこなわれた。抽選会場は品川御殿山・碧雲台で、この事業を進めた益田孝²の邸である。高橋義雄の『昭和茶道記』³によれば、当選したのは、東京が19口で三井⁴、益田孝、團琢磨⁵、大倉喜七郎⁶、近藤諸男家⁷、馬越恭平⁸、根津嘉一郎⁹、牧田環¹⁰、加藤正治¹¹、安田善次郎¹²、福井菊三郎¹³、田中平八¹⁴、高橋義雄などの名前があがる。名古屋は8口で森川勘一郎¹⁵、富田重助¹⁶、関戸守彦¹⁷、高松定一¹⁸、岡谷清治郎¹⁹、諸戸清六²⁰など。京阪は5口で磯野良吉²¹、児玉一造²²、土橋嘉兵衛²³などとされ²⁴、いずれも数寄者として知られる面々である。また、同著には、益田孝がこの歌切をさっそく掛幅に仕立て催した茶会の様子も記されており²⁵、後に「石山切」と称されるようになった²⁶これら歌切が、分割後、持ち主の思いのままに掛幅や歌帖に仕立てられ、世に伝わるものとなったことがうかがえる。

当財団が所蔵する《石山切》3幅は、それぞれ異なる人の手を渡ってきたことが付随する資料からうかがえる。この研究ノートでは、それらを紹介し、1929年7月27日以後の伝来を探ることとする。

1. にさへや

「ひとりのみ ぬるとこなつの つゆけきは なみたにさへや いろはそふらむ」の下の句途中から始まるこの作品には、1937(昭和12)年2月16日に発行された重要美術品の指定書のコピー(資料に-1)が存在し²⁷、この時点で伊藤喜兵衛の所蔵であったことが分かる。伊藤喜兵衛は、名古屋の古美術商で萬喜商店を営み、名古屋美術倶楽部のメンバーでもあった。先にあげた抽選の当選者・富田重助の茶会にも顔を出していた人物である。

また、1940(昭和15)年3月9日に東京日本橋の瀬津雅陶堂の主人・瀬津伊之助(1896-1969)を通じて石橋徳次郎(1886-1958)へとこの作品が渡ったことが、領収証(資料に-6)から判明する。ふたつの資料の間に存在する3年間、伊藤喜兵衛と瀬津伊之助の間に、ほかの誰かが介していたかは不明である。領収証に記される売価は、33,000円。11年前に歌切に分割された時、20,000円の寄付金に対して10頁が贈られたことからすると、戦時下とは言えかなりの高騰ぶりと言える。石橋徳次郎は、当財団の設立者である石橋正二郎(1889-1976)の兄で、実業家として全国に事業を展開させつつ、久留米市長も務めた。明治・大正・昭和初期に活躍した実業家たちのネットワークを形成する場に、茶の湯が大きな役割を果たしていたことはよく知られるが、徳次郎もまた茶の湯を嗜み、書画骨董を収集していた。なお、文部省教化省が発行した重要美術品の目録で、1942(昭和17)年3月末時点の所有者として未だ伊藤喜兵衛と記載されているのは²⁸、所有者変更届が遅れていたことによるのではないだろうか。

2010(平成22)年11月、作品の状態を鑑み、1年半をかけて解体修理をおこなった。その際、軸棒(資料に-3)および発装(資料に-4)に墨書を見だし、この表装が京都の岡墨光堂の仕立てであることが分かった。重要美術品指定書のコピーには「一葉」と記されており、この時点では表装されていなかったこと、掛幅となったのはその後のこととうかがえる。なお、仕立てに関する当時の記録が残っていないか、岡墨光堂に問合せ中である。

資料に-1) 重要美術品指定書のコピー

發宗一四號

昭和十二年二月十六日

文部省 文部省印(朱文方印)

伊藤喜兵衛殿

貴殿所有ノ左ノ物件本日昭和八年法律第四十三號重要美術品等ノ保存ニ関スル件第二條ノ規定ニ依リ認定セラレタリ右通知ス

一紙本墨書伊勢集断簡(石山切)(にさへや) 一葉
料紙二破繼アリ

*上部に文部省の割り印あり

資料に-2) 出品札

伊藤喜兵衛殿御出品

資料に-3) 旧軸棒 (fig. 1)

石山切 伊勢集ノ内ノ君をだに 京都 岡墨光堂 誠貞作

資料に-4) 旧発装 (fig. 2)

石山切 伊勢集ノ内ノ君をだに

資料に-5) 旧総裏紙

岡(墨文円印)

資料に-6) 領収証 (fig. 3)

証 (三銭の収入印紙 瀬津□(朱文円印))

一 金参萬三仟圓也

石山切伊勢集ノ内

右金額正に拝受仕り候 瀬津□(朱文円印)

昭和十五年三月九日

東京市日本橋区通三丁目三

瀬津伊之助 瀬津□(朱文円印)

電話日本橋(24)三五六〇番 *判

石橋徳二(ママ)郎様

封筒裏:

東京市日本橋区通三丁目三番地

瀬津伊之助

電話日本橋三五六〇番 *印刷



fig. 1

fig. 2



fig. 3(封筒裏)

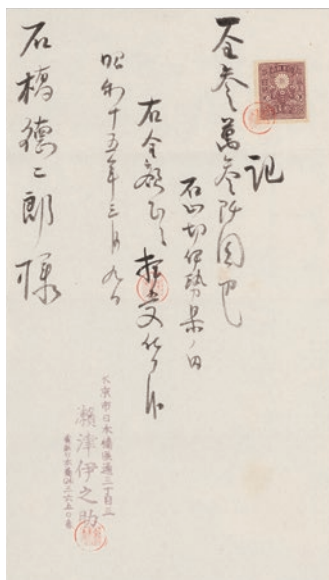


fig. 3(領収証)

本紙:

寸法 縦20.2cm 横15.4cm

紙本(染紙破繼に銀泥・銀箔にて裝飾)墨書

[書き下し]

にさへやいろはそふらん

みあれひくところ

君をたにいのりおきてはうちむれて

たちかへりなむかものかはなみ

としをへて物いひたる人の

たのめつつおはてとしふるいつはりに

こりぬころを人はしらなむ

表装: (fig. 4)

寸法 縦135.0cm 横40.2cm

形式 三段表具

台紙 竹紙か

一文字 牙色地二重蔓牡丹唐草紋金襴

風帯 牙色地二重蔓牡丹唐草紋金襴

中廻し 納戸地織部緞子

上下 萌葱地和久田紋緞子

軸棒 杉材

発装 杉材

軸首 黒漆塗撥軸

座金 黒、梅型

紐 (新)啄木 (旧)萌葱、白組紐

外箱:

(新)黒漆塗台差箱(中性紙布貼り帙付き)

(旧)春慶塗台差箱

内箱:

(新)桐材印籠箱

(旧)桐材印籠箱



fig. 4

2. ももしきの

「ももしきの 花のにはひは くれたけの よよにもにすと きくはまことか」の和歌に始まるこの作品は、「昭和五年庚午之秋 観濤鈍翁誌」と書かれた内箱(資料も-3)に収まる。書したのは益田孝で、『伊勢集』が分割され歌切となった翌年には、掛幅に仕立てられていたことが分かる。益田が手にした10頁のうちの1頁であろうか。

この作品には、ほかに昔の管理札と思われる札(資料も-4)があるだけで、別の所蔵者を示す資料は付随しない。しかし、1937(昭和12)年に発行された『文部省認定重要美術品目録』、および1943(昭和18)年に発行された『重要美術品等認定物件目録』の記載から²⁹⁾、1934(昭和9)年7月31日にこの作品が重要美術品に認定されたこと、また、その所蔵者が團伊能(1892-1973)であったことが推測される。團伊能は東京帝国大学文学部美術史の助教授を務め、また、政治家、実業家としても活躍した人物である。伊能の父・琢磨は、益田孝にその才能を見いだされ、共に三井財閥を支え、また茶の湯を楽しむ間柄であった。その息子である伊能に、益田が所蔵していた一幅が伝わることは、想像に難くない。あるいは、團琢磨もまた抽選に当たった一人であることから、琢磨が所蔵する一葉の仕立てに益田が関わり、箱書きをした可能性も考えられなくはない。

薄茶地に切枝花の文様を綴る裂地や、渦の文様を施した切軸など趣向を凝らした仕立てに、朱漆塗の太巻、黒漆塗に朱漆を点じた格調ある外箱など、手をかけ愛しもうとする主人の心ばえがうかがえる。

資料も-1) 外箱タトウ

縫付布墨書:公任 石山切伊勢集

資料も-2) 外箱

蓋表朱書:公任卿筆 石山切伊勢集

側面貼紙朱書:重美

側面貼紙墨書:石山切/伊勢集/ももしきの/箱鈍翁書附

資料も-3) 内箱 (fig. 5)

蓋表墨書:石山切 伊勢集/歌きれ

蓋裏墨書:昭和五庚午之秋 観瀆鈍翁誌

資料-4) 札

表墨書:重要美術/公任卿筆/伊勢集 石山切

裏判:No.176

本紙:

寸法 縦20.4cm 横15.8cm

紙本(具を引いた料紙に銀泥・銀箔にて装飾)墨書

[書き下し]

ももしきの花のにほひはくれたけの

よよにもにすときくはまことか

かへし

ももしきになかるみつのかなかれても

かかるにほひはあらしと思

五月二つあるとし

さみたれのつつけるとしのなかめにも

物おもひあへる我そわひしき

表装: (fig. 6)

寸法 縦137.3cm 横39.7cm

形式 三段表具

台紙 竹紙か

一文字 牙色地雲紋金欄

風帯 牙色地雲紋金欄

中廻し 薄茶地花紋綴

上下 白茶地無地

軸棒 杉材

発装 杉材

軸首 木地切軸(変わり軸)

座金 黒、梅型

紐 啄木 (旧)啄木

外箱:

黒漆塗中継印籠箱(箱書きあり、

中性紙布貼り帙は新調)

内箱:

桐材印籠箱(箱書きあり、

無地布帙付き)



fig. 5(蓋裏)



fig. 6

3. みそめすも

「みそめすも あらましものを からころも たつなのみして きるよなきかな」の和歌で始まるこの作品には、1940(昭和15)年9月27日に発行された重要美術品の指定書(資料み-3)を伴い、この時の所蔵者が前山宏平であったことが分かる。前山宏平は、浜松銀行頭取をつとめコレクターとして知られる前山久吉(1872-1937)の息子である。また、1942(昭和17)年6月1日付けの封書の中身(資料み-4)、所有者変更届のサンプルとその添付書類としての譲渡状から、長尾鉄弥(1892-1981?)から南條秀芳堂を介して石橋の手へと渡ったことがうかがえる。長尾鉄弥はわかもと製菓の社長で宣雨荘の号をもつ茶人である。封筒が郵送されたものではないことから、作品を引き渡す際の書類として、持ち込まれた可能性が考えられる。

そして、石橋徳次郎宛秋山光夫書状(資料み-5)から、先の「石橋」が石橋徳次郎であったことが分かる。秋山光夫(1888-1977)は、東京帝室博物館の学芸員で美術史家。書状の内容から、石橋がこの掛幅を入手したことを秋山に知らせ、それを受けた秋山が、とても素晴らしく、石橋が新築した茶室に相応しいよいものだとコメントを寄せていることを知り得る。「再呈」とあることから、この件につき何度かやり取りをしたのであろう。所有者変更届のための書類が整えられたのは6月1日、秋山が石橋に書状を宛てたのが6月3日と、その間2日。石橋がこの作品を手にしたことをとても喜んでいる様子うかがえる。

資料み-1) 旧外箱

蓋表墨書:伊勢集切掛物 七月七日三歌/三十六人歌集之内 壹幅

側面貼紙:重要美術品

側面貼紙:第千〇〇五號/石山切(筆)/伊勢集/七夕の歌/置場/石橋

本宅所蔵

側面貼紙:改二類/第五號

資料み-2) 旧内箱

蓋表墨書:三番

資料み-3) 重要美術品指定書 (fig. 7)

發宗一〇五號

昭和十五年九月二十七日

文部省 文部省印(朱文方印)

前山宏平殿

貴殿所有ノ左ノ物件本日昭和

八年法律第四十三號重要

美術品等ノ保存ニ関スル件第

二條ノ規定ニ依リ認定セラレ

タリ

右通知ス

一紙本墨書伊勢集断簡(石山

切)(みそめすも) 一幅

料紙二破継、重継アリ

*上部に文部省の割り印あり

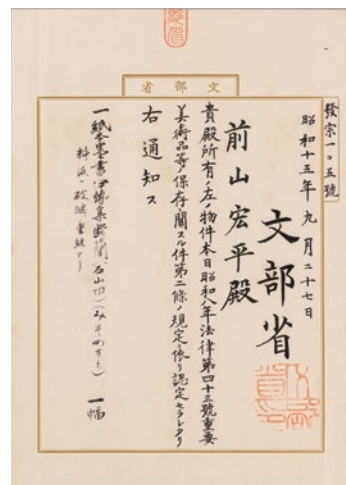


fig. 7

資料み-4) 所有者変更届のサンプル

1枚目:

重要美術品取得届

發宗一〇五号

昭和十五年九月廿七日指定

一 紙本墨書伊勢集断簡(石山切)(みそめすも) 一幅
料紙二破継重継アリ

右八長尾鉄弥氏所蔵ナリシガ今般都合

ニヨリ拙者ニ於テ相譲リ受ケ之レヲ取得仕候

間此段及御届候也

昭和十 年 月 日

東京市世田谷区深澤町四ノ一三二

旧所蔵者 長尾鉄弥 長尾(朱文円印)

所得者

文部大臣

橋田邦彦殿

2枚目:

譲渡書

一 石山切 伊勢集みそめすも 一幅

右八當家所蔵之處今般

御所望により譲り渡申候也

昭和十七年 月 日

長尾鉄弥 長尾(朱文円印)

封筒表:

石橋様

石山切レ(赤鉛筆書)

封筒裏:

昭和十七年六月一日

東京市芝区西久保巴町廿

南條秀芳堂

電芝三八七八

資料み-5) 石橋徳二郎宛 秋山光夫書状 (fig. 8)

再呈

益々御清過の由大賀候

扱御心に懸けられたく

電報に預り奉

深謝候名幅御入

手の御事誠に

御同慶至極にて奉

存じ候新築の御茶

室に御懸に為る候は

嘸趣深き御事と

奉侍候先は不取

御返事に併而御喜

申上度如斯御坐候

勿々

六月三日

新山

石橋大人

御閣

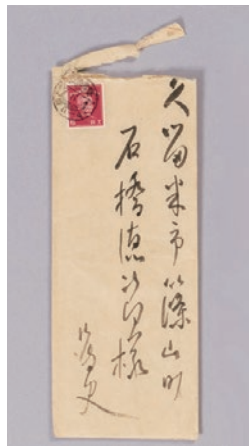


fig. 8(封筒表)

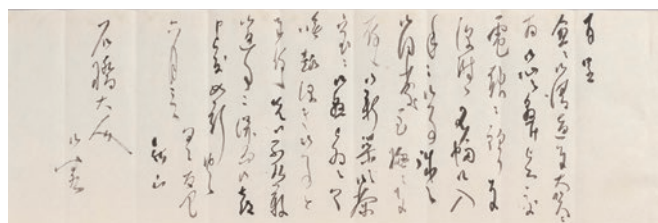


fig. 8(書状)

封筒裏:

久留米市篠山町

石橋徳次郎様

封筒裏:

六月三日

東京市淀橋区□□□□

一ノ四三六

秋山光夫

本紙:

寸法 縦20.2cm 横15.7cm

紙本(染紙破継・重継に銀泥・銀箔にて裝飾)墨書

[書き下し]

みそめすもあらし物をからころも

たつなのみしてきるよなきかな

夏むしのみをむしはててたましあらは

われもまねはむ人めもるみそ

七月七日

こひこひておはむとおもふゆふくれは

たなはたつめもかくやあるらん

よひのまにみをなけはつる夏むしは

表装:(fig. 9)

寸法 縦127.3cm 横41.8cm

形式 三段表具

台紙 竹紙

一文字 紺地一重唐草小牡丹宝尽紋金襴

風帯 紺地一重唐草小牡丹宝尽紋金襴

(風袋裏に黒円印あり印文不詳)

中廻し 薄茶地花兔紋金襴

上下 薄茶地鞆型鳳凰紋緞子

軸棒 杉材

発装 杉材

軸首 牙切軸

座金 金鍍金・花菱型

紐 啄木 (旧)萌葱白組紐

外箱:

(新)黒漆塗台差箱(中性紙布貼り帙付き)

(旧)桐材中継印籠箱(箱書きあり)

内箱:

(新)桐材印籠箱

(旧)桐材印籠箱(箱書きあり)



fig. 9

以上、3幅それぞれに付随する資料によって1929年7月27日以後の伝来を見てきた。《にさへや》と《みそめすも》は石橋徳次郎の所蔵となった後、1956(昭和31)年5月4日に石橋正二郎、あるいは正二郎の息子・幹一郎(1920-1997)へと引き継がれている。また、《ももしきの》は石橋徳次郎の所蔵を示す資料は残らないものの、1959(昭和34)年12月20日に入手先を石橋徳次郎と記載して、石橋正二郎、あるいは幹一郎が引き継いでいる。

先に見てきたように徳次郎をはじめこの歌切を所蔵した人々は、茶人として、茶の湯の席で床に掛け、これらの作品を会する人々と共有し愛でてきた。それが石橋財団に寄託、寄贈されたことで、美術館での展示というかたちで今では多くの人と共有されることとなった。そもそもを辿れば、1112(天永3)年に白河法皇六十賀に際し、お祝いとして制作されたと考えられる《西本願寺本三十六人歌集》であるが、贅を尽くした美しい歌集は、

今から900年ほど前には、宮中のごく一部の貴族にのみ、それも手中で賞翫されるものであった。このように、作品がどのような場でどのように鑑賞され、そして受け継がれてきたのか、断片的ではあるが付随する資料からうかがうことを、今後も継続しておこなっていきたい。

(公益財団法人石橋財団 アーティゾン美術館 学芸員)

註

1. 西本願寺が仏教主義による女子教育をかけた武蔵野女子学院を設立。その建設資金調達につき、大谷家が益田孝に相談したとされる。なお、後述の高橋義雄『昭和茶道記』では高橋にも相談があったことが記載され、実際には益田以外にも複数の人に何わなければ成し得なかったほどの大きな事業であった。
2. 益田孝(1848-1938) 実業家。三井財閥。号は観涛、鈍翁等。
3. 高橋義雄(1861-1937) 実業家(三井呉服店、王子製紙等)。号は箒庵。福沢諭吉のもと時事新報で記者をしていたこともあり、引退後は多くの著書を残した。
4. 三井 三井家の数寄者多く特定不可。
5. 團琢磨(1858-1932) 実業家。三井財閥。号は狸山。
6. 大倉喜七郎(1882-1963) 実業家。大倉財閥。号は聴松。
7. 近藤諸男家 近藤滋弥(1882-1953)を指すか。実業家(横浜船渠取締役等)、政治家。号は其日庵。
8. 馬越恭平(1844-1933) 実業家(大日本麦酒社長等)、政治家。号は化生。
9. 根津嘉一郎(1860-1940) 実業家(東武鉄道等)、政治家。号は青山。
10. 牧田環(1871-1943)か。実業家。三井財閥。
11. 加藤正治(1871-1952) 法学者。号は犀水。
12. 安田善次郎(1879-1936) 実業家。安田財閥。号は松廬舎。
13. 福井菊三郎(1866-1946) 実業家。三井財閥。号は緞庵。
14. 田中平八(1866-?) 実業家(田中銀行頭取等)。号は城山。
15. 森川勘一郎(1887-1980) 富農。号は如春。
16. 富田重助(1872-1933) 実業家(名古屋鉄道専務取締役等)。号は宗慶。
17. 関戸守彦(生没年未詳)か。実業家(愛知銀行取締役等)。号は松下軒。
18. 高松定一(1889-?) 実業家(堀川貯蓄銀行頭取等)。号は師定。
19. 岡谷清治郎(1887-)か。実業家(愛知銀行頭取等)。号は真愛。
20. 諸戸清六(1888-1969) 実業家(三重農場取締役会長等)。
21. 磯野良吉(1869-?) 実業家(大阪窯業セメント社長等)。号は丹庵。
22. 児玉一造(1881-1930)か。実業家(豊田紡織取締役等)。
23. 土橋嘉兵衛(1868-1947) 京都の古美術商(永昌堂、京都美術倶楽部)。号は無声。
24. 高橋箒庵著・熊倉功夫編『昭和茶道記』1(淡交社、2002年)、466-467頁。
25. 前掲註24、420-424頁、462-466頁。
26. 古筆の断簡は、それが伝来した地名に由来し名付けられることが多い。《西本願寺本三十六人歌集》は、1549(天文18)年に後奈良天皇から西本願寺の証如上人に下賜されたが、当時の西本願寺があった場所が大坂の石山。益田孝がこれにちなみ命名した。
27. 重要美術品は、1950(昭和25)年に文化財保護法が制定される前、1933(昭和8)年4月1日に公布施工された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」によって定められたもので、1949(昭和24)年まで認定は行われていた。
28. 文部省宗教局保存課編『重要美術品等認定物件目録』(文部省宗教局保存課、1938年)、42頁。
29. 章華社編輯部編『文部省認定重要美術品目録』(章華社、1937年)、16頁。
この目録には1933(昭和8)年7月25日から1936(昭和11)年7月13日に重要美術品に認定されたものが記録されている。
文部省教科曲編纂『重要美術品等認定物件目録』(内閣印刷局、1945年)、104頁。